

## 【厚生労働省】

事務・事業	根拠法令・条項	関係公益法人の名称	措置内容
製造時検査	労働安全衛生法第38条第1項、ボイラー及び圧力容器安全規則第5条	(社) ボイラ・クレーン安全協会 (社) 日本ボイラ協会	登録機関により実施する。
性能検査	労働安全衛生法第41条第2項、労働安全衛生法施行令第12条、ボイラー及び圧力容器安全規則第38条及び第73条、クレーン等安全規則第43条、第84条、第128条及び第162条、ゴンドラ安全規則第27条	(社) 日本ボイラ協会 (社) ボイラ・クレーン安全協会 (社) 日本クレーン協会	登録機関により実施する。なお、規制改革推進3か年計画に基づき、優良な安全管理体制を確立し、かつ、優良な安全管理実績を有する事業場を対象とした自己確認のインセンティブ制度について併せて検討する。
個別検定	労働安全衛生法第44条第1項、労働安全衛生法施行令第14条、ボイラー及び圧力容器安全規則第84条及び第90条の2、機械等検定規則第1条	(社) 日本ボイラ協会 (社) ボイラ・クレーン安全協会 (社) 産業安全技術協会	登録機関により実施する。
型式検定	労働安全衛生法第44条の2第1項及び第44条の3第2項、労働安全衛生法施行令第14条の2、機械等検定規則第6条及び第11条	(社) 日本クレーン協会 (社) 産業安全技術協会	登録機関により実施する。
医療用具同一性調査	薬事法第14条の3第1項	(財) 医療機器センター	国際整合を踏まえ、生命の危機又は重大な機能障害に直結する可能性が極めて低いと考えられる医療用具については事業者による自己確認、可能性が低いものについては平成17年度までに登録検査機関による確認へ移行、その他については平成16年度までに独立行政法人(医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構及び医薬品医療機器審査センター等を統合)に事務・事業を移管する。